

## 第45回三田まつり 出店要項

1. 開催日時 : 令和6年8月3日(土) 15時~20時30分

※ 荒天により、中止となることがあります。

※ 警備の必要上、閉店時間は厳守してください。

2. 出店資格 : 以下の全ての要件を満たす団体とします。

・市内で営業している事業者

・市内で活動している市民団体。

・出店者が自ら運営できること。(運営を他者へ委託することはできません)

・出店従事者に暴力団員がいないこと。

・暴力団が関与していないこと。また、暴力団の威力を利用していないこと。

・暴力団又は暴力団員に対して、金品等の提供や便宜の供与をしていないこと。

3. 開催概要 :

場所	三田市総合文化センター駐車場 (おまつり広場)	市役所風の広場
出店者	事業者、市民団体	市民団体のみ
出店料	40,000円	20,000円
ブース数	40店舗(キッチンカーを含む)	5店舗
備考	アルコール販売可	アルコール販売不可

4. ブース : ・出店は1団体につき1ブースに限ります。ブースの広さは3.6m×3.6mです。

・店舗運営に必要なテント、照明、1,500Wの電源は主催者で用意します。

※1,500Wを超える機材を使用すると、ブレーカーが落ち、他の出店者にご迷惑が掛かりますのでご注意ください。

※古い機材の場合、機材に記載のW数より電力消費量が多い場合がありますので予めご確認ください。

・出店に必要な資機材(机、椅子を含む)や追加の電源(発電機等)は各出店団体でご用意願います。

・ブースの配置については販売品目や来場者の安全確保を考慮し、主催者で決定します。ご了承ください。

※市役所風の広場では、今回募集するブース以外に三田市青年会議所が運営するブースがあります。

5. 販売品目 : ・焼きそば、フランクフルト、かき氷、ジュース等の飲食物、金魚すくい等の遊技、小物、おもちゃ等の物販等、特に販売品目の指定は行いません。

・ビン類(ラムネ含む)の販売は禁止します。

・過度に射幸心を煽るくじ引きや市民まつりに相応しくないとと思われる出店はお断りすることがあります。

・飲食店等食品許可及び露店営業許可のない事業者及び市民団体の飲食物の販

売については、主催者が取りまとめの上、宝塚健康福祉事務所へ「臨時出店届」を提出します。

- ・飲食店等食品営業許可のみで露店営業許可がない事業者は、個々で宝塚健康福祉事務所へご連絡ください。
- ・露店営業許可のない事業者及び市民団体が取り扱うことのできる食品は、現地で調理し、その場で食べる食品に限ります。

《取扱い食品例》

- ・加熱調理後すぐに食べる食品(たこ焼き、焼きそば等)
- ・市販の氷を使ったかき氷、市販のアイスクリームの小分け
- ・市販品の販売(スーパー・コンビニのおにぎり、ペットボトル飲料等)
- ・主催者側で出店者間の販売品目や販売価格の調整は行いません。

6. 出店申込 : (1) 申込期間…令和6年6月1日～7月1日 必着  
(2) 提出書類…出店申込書  
(3) 提出方法…E-mail、Fax、郵送、窓口  
(4) 提出先…下記、三田まつり実行委員会事務局(三田市役所協働推進課)

※ 応募多数の場合は、実行委員会による抽選となります。

※ 状況に応じて追加募集を行うことがあります。

7. 出店者説明会 : ・7月4日(木)10時～三田市役所3階302A会議室で出店に際しての依頼事項や注意事項の説明会を開催します。ご出席ください。  
・7月2日(火)に出店事業者、団体が決まりましたら、案内します。

8. 出店許可 : 出店する事業者、市民団体が決まりましたら、別途依頼する提出書類により出店資格の審査を行い、出店資格の確認ができた団体に対して出店許可証の交付を行います。実行委員会の出店許可を得ていない団体は、当日出店できませんので、ご了承ください。

9. 出店準備 : ・備品、材料の搬入等の準備はまつり当日に行っていただきます。詳細は後日ご連絡いたします。  
・搬入用車両の駐車場は1団体につき1台分を確保します。

10. 安全対策 : ・火気を使用する団体は、必ず消火器(10型サイズ)を備え付けしてください。  
・発電機を持ち込みされる場合は、燃料を満タンにし出店中に燃料の補給はしないでください。

11. 行列対応 : ・行列の対応をお願いします。市民総おどりの際は、踊りの輪の邪魔にならないように整列をお願いします。  
・20時30分に終了できるよう、一定の人数が並んだところで止めるなどの措置をお願いします。

12. 会場清掃 : ・開催中の会場清掃にご協力ください。

・終了後に会場清掃いただける清掃担当者を事前に届け出ていただきます。

13. ごみ処理 : ・売れ残った材料や空き箱等は全てお持ち帰りください。  
・会場内のごみ箱に捨てることはできません。  
・うどん、ラーメン等の汁物を提供される場合は、食べ残しの汁も回収し、全てお持ち帰りください。
14. 撤 収 : ・22 時 30 分までには、ブース内の撤収を完了してください。  
・交通規制が解除される 21 時 30 分までは会場内への車両の乗り入れができません。
15. そ の 他 : ・荒天等の影響により三田まつりが中止となった場合でも、仕入れに要した費用等の補償は致しかねますので、ご了承ください。  
・容器等は可能な限り環境にやさしいものを使用し、過剰な包装はご遠慮ください。  
・出店者の故意によって生じた事故については、三田まつり実行委員会では一切の責任を負いません。その他の場合については、三田まつり実行委員会が契約する損害保険の範囲内において補償を行います。  
・この要項に記載する事項の他、出店にあたっては実行委員会の指示、決定に従い、円滑な三田まつり運営にご協力ください。  
・三田まつりの運営に支障がある場合は、直ちに出店許可を取り消し、又は次年度以降の出店を許可しないことがあります。  
・この要項に記載のある他必要な事項については、出店決定者にご案内いたします。  
・この要項の内容は、実行委員会にて変更する場合があります。変更が生じた場合は、速やかにご連絡しますので、ご了承ください。  
・出店に関し、ご不明な点については、三田まつり実行委員会事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 三田まつり実行委員会事務局（三田市役所協働推進課内）

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

TEL. 079-559-5039

FAX. 079-562-3555

E-mail. kyodo@city.sanda.lg.jp